

複数年サイクル点検評価に当たっての施策設定の考え方

(1) 環境総合計画に位置づけられるすべての環境に関する事業を、以下の区分に沿って整理する。

「政策（狭義）」：特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり^{参考1)}。

「施策」：上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策(狭義)」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの^{参考1)}。共通の目的を有する事業のまとまり^{参考2)}。

「事務事業」：上記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの^{参考1)}。

参考1) 総務省の「政策評価の実施に関するガイドライン」

参考2) 環境省の「環境省政策評価基本計画」

環境総合計画の各分野の2020年の目標は、「政策（狭義）」に相当するものとする。

(2) 複数年サイクルの点検評価は、まず(1)の「施策」を対象として行い、次に複数の「施策」が属する計画の各分野の2020年目標の達成度を評価する。

(3) 環境総合計画における「施策」は以下の定義を基本として設定する。なお、「施策」に属する事業の数や内容が適当なものとなるように設定する。

- ① 環境総合計画の「施策の体系」に示された中分類または細分類
- ② 環境総合計画の分野別の「工程表」に示された中分類
- ③ 各分野の行政計画に定められた施策項目

(4) 「施策」は、環境総合計画に位置づけられるすべての環境に関する事業を網羅するよう設定する。

(5) ひとつの事業が複数の「施策」の目的に合致する場合には、それぞれの「施策」に関連事業として記載し、点検評価の対象とする。なお、ひとつの事業の内容について、複数の施策の目的に合致するよう分離が可能であれば、分離する。

例) 化学物質対策推進事業 → 「環境リスクの高い化学物質の排出削減」及び「化学物質に係るリスクコミュニケーションの推進」に分離
天然記念物イタセンバラの保護増殖及びイタセンバラを利用した普及啓発事業
→ 「イタセンバラの保護増殖」及び「イタセンバラを利用した普及啓発事業」